

(第1編)

第3章 上級裁判官、(一人制裁判所) 裁判官、顧問および裁判所補助者の忌避および免除、並びに、検察庁の棄権

第1節 一般規定

第52条 上級裁判官(*Magistrados)、(一人制裁判所) 裁判官(Jueces)および顧問(Asesores)を、そのレベルや階層に関係なく、正当な理由がある場合にのみ忌避できる。

(訳者注: Magistrado(上級裁判官)とは、県控訴院以上の(合議制)裁判所の裁判官を指す。)

第53条 刑事事件では、以下の者のみが忌避を申立てできる:

検察庁の代表者。

私人訴追人、または、その者の請求権および権利を法的に代表する者。

第118条および第520条の立場にある者。

犯罪または軽罪により民事責任を負う者。

第54条 棄権および忌避は、その事由については司法機関組織法(Ley Orgánica del Poder Judicial)に従い、手続については民事訴訟法の規定に従う。

(本条の最終改訂。2000年)

第55条 前条に規定されるケースのいずれかに該当する上級裁判官および(一人制裁判所)裁判官は、忌避申立てを待つことなく、事件の審理を回避する。この回避に対しては不服申立てできない。

同様に、それらの者は、何らかの形式で忌避が申立てられ、主張された事由が適切であると考えられる場合、なんらの不服申立てなしに、(審理を)回避する。いずれにせよ、それらの者は訴訟手続きをそれらの者にとって代わるべき者に渡すよう命じる。

第56条 忌避申立ては、根拠となる理由が判明次第、速やかに提起しなければならない。そうでない場合、手続きされない。より具体的には、次の場合には、忌避は受け入れられない:

1. 忌避事由の成立が訴訟前にわかっていた場合で、訴訟手続きまたはそのいずれかの段階で初めて出頭または介入した際に(忌避が)提起されなかった場合。
2. 忌避申立て提起の訴訟時点より前に忌避申立て事由がわかっていた場合で、訴訟が開始されて提起された場合。

(本条の最終改訂。2000年)

第2節 予審裁判官および上級裁判官の忌避の審査

第57条 忌避申立ては、弁護士、訴訟代理士(*Procurador)および忌避申立て者(この者が署名でき、また、訴訟の場所にいる場合)が署名した書面でなされる。最後の者は裁判官または裁判所の前で追認しなければならない。

忌避申立て者が(訴訟の場所に)いない場合は、弁護士および訴訟代理士のみが署名する。いずれにしても、忌避申立ての事由は書面に明確かつ正確に表現される。

(訳者注: Procurador (訴訟代理士)とは、訴訟代理士会の定款で要求される条件をもって、適切な委任状により、裁判官/裁判所の前での委任者の権利・利益の代理を受託する者である。スペインでは一定の場合、弁護士およびこの訴訟代理士の強制介入を定めている。)

第58条 前条の規定にかかわらず、被疑者は、面会禁止の状態にある場合には、その陳述の受領行為において口頭で忌避提起するか、刑務所長を通じて(予審)裁判官に電話して忌避申立てできる。

この場合、予審裁判官は裁判所書記官を伴って(電話)対応しなければならず、裁判所書記官は法的手続きにより忌避の申立ておよびその根拠となる事由を記録する。

忌避申立てが拒否された場合は、面会禁止が解除されたら再度忌避申立てできることが通知される。

第59条 忌避申立てを受入れるまたは拒否する決定には理由が付される、また、たとえ忌避申立て者が訴訟が審理される町(pueblo)にいて、忌避申立て書に署名している場合でも、忌避申立て者の訴訟代理士に通知するだけで足る。

第60条 忌避を申し立てられた(予審)裁判官が忌避原因に該当しないと考えて(職務を)回避しない場合、別件訴訟手続き(*pieza separada)の形成が命じられる。

これには、忌避申立ての原書面と回避を拒否する決定書が含まれ、一方と他方の明示的な注記が訴訟記録に残される。

(訳者: pieza separada (別件訴訟手続き)とは、主たる訴訟から由来する訴訟手続きで、これらと分離して同時に取扱われる。)

第61条 別件訴訟手続きの審理中は、忌避を申し立てられた裁判官は、訴訟事件または忌避事件に参加することはできず、法律に従って適切な者と交代する。

忌避を申し立てられた裁判官が予審裁判官である場合は、しかしながら、その責任に基づき、後任者が予審の継続を担当する間、遅滞できない緊急の法的手続きを実行しなければならない。

第 62 条 この忌避申立てによって訴訟の進行は妨げられない。例外は、なんらかの問題または（忌避）事件の審問のため、あるいは、口頭審理裁判の開催のために当事者が呼出されるときに、忌避事件が判断されていない場合である。

第 63 条 次の者が忌避事件を審理する：

a) 忌避を申し立てられた者が、最高裁判所、（自治州）高等裁判所または全国控訴院の刑事裁判部の裁判長または一人以上の上級裁判官の場合、忌避を申し立てられた者が所属する裁判部の上級裁判官（が審理する）。その者は、年功序列によって定められた順番によって指定される。

b) 忌避を申し立てられた者が県控訴院の院長または 1 人以上の上級裁判官である場合、忌避を申立てされた者が所属するセクション以外のセクションの上級裁判官。その者は、年功序列によって定められた順番によって指定される。セクションが 1 つだけの場合、民事訴訟法第 107 条第 2 項に規定される方法で行われる。

c) ある裁判部の上級裁判官全員が忌避申立てされた場合、対応する裁判所を構成する裁判官の中から年功序列で対応する上級裁判官となる。ただし、忌避申立ての影響を受けないことを条件とする。そして、対応する裁判所の裁判部を構成する上級裁判官全員が忌避申立てされた場合、残りの裁判権秩序に対応する同じ領域範囲の裁判所を構成する上級裁判官の中から抽選によって指名される上級裁判官。

d) 中央刑事担当裁判官 (Juez Central de lo Penal) または中央予審裁判官 (Juez Central de Instrucción) の場合、全国控訴院の刑事裁判部の上級裁判官。その者は、年功序列によって定められた順番によって指定される。

e) 忌避を申し立てられた者が予審裁判官または（一人制刑事裁判所の）裁判官である場合、対応する県控訴院の上級裁判官。その者は、年功序列によって定められた順番によって指定される。

f) 忌避を申し立てられた者が治安裁判官である場合、対応する裁判区の予審裁判官、または、その裁判区に複数の（一人制）予審裁判所がある場合、年功序列によって定められた順番で指定される有資格裁判官。

（本条の最終改訂。2000 年）

第 64 条 （忌避事件に）別件訴訟手続きが設定されると、訴訟の相手方当事者の意見を、それぞれ 3 日間、聞く。期間は裁判所の判断でそうする正当な理由がある場合にのみ、さらに 2 日間延長できる。

第 65 条 前条で規定された（場合によって、延長された）期限が経過すると、また、忌避申立て者の要請の必要なしに（忌避）理由が収集されると、問題が事実上存在する場合、忌避付帯事件は 8 日の間で審理される。この間、当事者が要求し、適切であると受け入れられた証拠調べが実行される。

第 66 条 県控訴院、（自治州）高等裁判所または最高裁判所が証拠調べを認めるか

否かの決定に対して、後から不服申立てすることはできない。

第 67 条 法律問題であるために、忌避付帯事件が審理されなかった場合、または、第 65 条で認められた期限が経過した場合には、期日を指定して当事者を審問に呼び出すことが命じられる。

第 68 条 次の者が忌避事件を判断する：

- a) 司法機関組織法第 61 条に規定される裁判部。忌避を申し立てられた者が、最高裁判所長官、刑事裁判部の裁判長、または、その裁判部の 2 名以上の上級裁判官であるとき。
- b) 最高裁判所の刑事裁判部。その裁判部を構成する上級裁判官の一人が忌避を申し立てられたとき。
- c) 司法機関組織法第 77 条に係わる裁判部。（自治州）高等裁判所の所長、高等裁判所の民事・刑事裁判部の裁判長、または、自治州の首府に本部を置く県控訴院の院長、または、ある裁判部、セクションまたはある県控訴院の 2 人以上の上級裁判官が忌避を申し立てられたとき。
- d) 司法機関組織法第 69 条に係わる裁判部。全国控訴院の院長、その刑事部の裁判長、または、この裁判部のあるセクションの 2 人以上の上級裁判官が忌避を申し立てられたとき。
- e) 全国控訴院の刑事裁判部。1 人または 2 人の上級裁判官が忌避を申し立てられるとき。
- f) （自治州）高等裁判所の民事・刑事裁判部。その上級裁判官の一人が忌避を申し立てられたとき。
- g) 忌避を申し立てられた者が県控訴院の上級裁判官であるときは、県控訴院全体、または、これが 2 つ以上のセクションで構成される場合には、忌避申し立てられた者が構成していないセクション、または、忌避申し立てられた者が構成するセクションに番号順に続くセクション。
- h) ある中央裁判官が忌避を申し立てられた場合、全国控訴院の統治部(*Sala de Gobierno)が設定した当番制で対応する全国控訴院の刑事部のセクション、ただし、忌避を申し立てられた者が所属する裁判所が下す不服申立てを審理するセクションを除く。
- i) 忌避を申し立てられた者が（一人制刑事裁判所の）裁判官または予審裁判官である場合、県控訴院、または、これが 2 つ以上のセクションで構成される場合は第 2 セクション。
- j) 忌避を申し立てられた者が治安裁判官である場合、忌避付帯事件の予審裁判官が判断する。

（訳者注：Sala de gobierno（統治部）とは、司法機関の非裁判組織で、最高裁判所、全国控訴院、（自治州）高等裁判所に置かれる。）

（本条の最終改訂。2000 年）

第 69 条 忌避が正当であるか否かを宣言する決定には常に理由が付される。

県控訴院（（自治州）高等裁判所）が下す決定に対しては、破棄請求のみを申立てできる。最高裁判所が下す決定に対しては、いかなる不服申立てをすることができない。

第 70 条 忌避申立てを拒否する決定では、忌避申立てを提起した者に対して費用支払が命じられる。彼らが無謀または悪意を持って行動したと認められる場合、忌避を申し立てられた者が予審裁判官である場合には、200 から 2,000 ペセタの罰金も科される。県控訴院（（自治州）高等裁判所）の上級裁判官の場合は 500～2,500 ペセタ、最高裁判所の上級裁判官の場合は 1,000～5,000 ペセタとなる。

検察庁は、費用と罰金の賦課は除外される。

第 71 条 前条に示されたそれぞれの罰金が未払いの場合、罰金を科せられた者は、犯罪による訴訟事件について刑法が規定する条項に基づいて、代位および強制執行の方途で、対応する補充的人的責任を負う。

第 3 節 治安裁判官の忌避の審理

第 72 条 軽罪(*faltas)の裁判では出廷と同時に忌避申立てが提起される。

（訳者注：falta（軽罪）は、2015 年の刑法の改訂で delito leve（軽罪）に名称変更された。）

第 73 条 忌避申立てに鑑みて、申立て理由が第 54 条に規定される理由の 1 つであり、確かである場合、治安裁判官は忌避を認めて、軽罪の審理を補欠の裁判官に引き渡す。

第 74 条 忌避を申し立てられた者が、その忌避申立てを正当であると考えない場合、その者は、（忌避）付帯事件の審理を補欠者に引き継ぎ、これを調書に記録する。

この場合でも、前条の場合でも、治安裁判官による裁定に対してはいかなる不服申立てできない。

第 75 条 忌避を申し立てられた治安裁判官は、忌避付帯事件の審理に参加できず、軽罪の裁判開催は忌避が判断されるまで中断される。

第 76 条 忌避付帯事件の審理を担当する補欠治安裁判官は、当事者を出頭させ、同時に、問題がなんらかの事実に関する場合、当事者が提出し、適切であると考えられる証拠を受け取る。

証拠調べを却下する決定に対しては、当事者は自己の意見を聞かれるときに、（決定）変更を要求できる。

第 77 条 証拠が受理されると、または、法律問題（として）の取扱いが必要ないとき、補欠治安裁判官は、理由付き決定で、また、可能であれば即座に、忌避申立てを容認するか拒否するか裁定する。いかなる場合も、これを 2 日目以降に行ってはならない。発行される調書に実行されたアクションと決定が記載される。

忌避申立てが却下された場合、忌避申立てを行った者に費用が科され、第 71 条に規定される補充的人的責任とともに 25 ペセタから 100 ペセタの罰金が科せられる。

この場合、罰金については第 70 条第 2 段の規定を準用する。

第 78 条 忌避申立てに余地があると宣言する補欠裁判官の決定に対しては、いかなる不服申立てできない。

忌避申立てを却下した決定に対しては、予審裁判官に対して控訴できる。

第 79 条 控訴は、（当事者が）出廷するときに、同じ補欠裁判官に、この者がそのときに（忌避付帯事件を）裁定する場合、口頭で提出される。

裁定するために 2 日の期限が使う場合、（裁定結果の）通知行為において控訴は提起される。ただし通知が人的になされる場合に限る、人的でなされない場合は、通知の後 24 時間以内で提起される。この場合、控訴は裁判所書記官に口頭で提出され、調書に記録される。

第 80 条 前条に示した期間内に控訴が提出されなかった場合、補欠裁判官の決定が確定する。

期間内に控訴が提出された場合、当事者を召喚し、また、控訴人の費用負担で（訴訟）記録は関係する予審裁判官に送られる。

第 81 条 予審裁判所では、書面を受理することなく、裁判所書記官により直ちに報告される、そして、当事者は 2 日以内に（出頭）打合せ(comparecencia)に呼び出される。

利害関係人またはその代理人は、予審裁判官の許可を得て、（出頭）打合せにおいて口頭で適当と考える意見を述べることができる。

予審裁判官は同日または翌日に決定を下す、その決定に対して後から不服申立てできない。

予審裁判官が、補欠治安裁判官は第 76 条第 2 段で言及される証拠調べの却下決定を変更しなければならないと考える場合は、本案についての言渡しを控え、そのように宣言する、また、（訴訟）記録を、提案された証拠調べが実行され、新しい決定が下されるために、元の治安裁判所に戻すよう命じる。

この新しい決定には第 78 条から第 81 条までの規定が適用される。

第 82 条 （予審裁判官の）決定が（補欠治安裁判官の決定を）追認するときは、費用支払いが控訴人に命じられる。

第 83 条 確定決定によって忌避申立てが適切であると宣言されると、補欠（治安）裁判官が（軽罪の）裁判を審理する。

不適切であると宣言された場合、忌避を申し立てられた（治安）裁判官は軽罪の審理に戻る。

第 4 節 裁判所補助者(Auxiliares)の忌避

第 84 条 治安裁判所、予審裁判所、県控訴院（（自治州）高等裁判所）および最高裁判所の書記官を忌避申立てできる。

裁判部の職員も忌避申立てできる。

第 85 条 本章の規定は、次の数条に規定される修正とともに、裁判所書記官および裁判部職員に適用される。

第 86 条 忌避を申し立てられた者が予審裁判所、県控訴院（（自治州）高等裁判所）または最高裁判所の補助者(*Auxiliares)である場合、忌避申立ての手続きは、関連する予審裁判官または最新任の上級裁判官によって審理され、同じ裁判官または対応する裁判所によって判決される。

予審裁判官または予審上級裁判官(Magistrado instructor)は、自ら実行できない訴訟手続きの実施を、治安裁判官または関連する裁判区の予審裁判官の一人に委任することができる。

（訳者注：Auxiliares（補助者）とは、裁判所および他の司法機関でそのサービスを提供する公務員である。訴訟手続きの一般的展開で協力する業務、記録する業務、裁定的でない執行業務および法律がその者に帰属させる通知行為を実行する。）

第 87 条 忌避を申し立てられた裁判所補助者は、自らが関与する訴訟事件や忌避事件に関与することはできず、忌避申立てが受入れられた場合には、対応する補助者が交代する。

第 88 条 治安裁判所の書記官に対する忌避申立てでは、治安裁判官が 1 人しかいない場所では、その治安裁判官が忌避事件を審理し、判決を下す。

二人いる場合は、忌避申立てされた者が所属しない治安裁判所の治安裁判官、三人以上の場合は最年長の者となる。

第 89 条 忌避申立てが却下された場合、費用支払いが忌避申立て者に命じられる。

第 90 条 忌避申立てを認容する決定が確定した場合、忌避を申し立てられた者は訴訟への一切の介入から切り離され、忌避事件の審理中にその者の代わりに務めた後任者が引き続き訴訟行為をする。この（被忌避）者が治安裁判所または予審裁判所の書記官である場合、忌避申立てされたときから、または、主張される（忌避）理由を知っていて、事件の審理から離れなかったときから、いかなる種類の報酬も受け取らない。

第 91 条 確定決定によって忌避申立てが却下された場合、忌避申立てを受けた補助者は職務の遂行に戻る。そして、その（被忌避）者が治安裁判所または予審裁判所の書記官である場合、忌避申立て当事者は、その訴訟で行われた訴訟手続きに対応する報酬を支払い、忌避申立てられた者に代わる者に同じ支払いを行う。

第 92 条 裁判所補助者は、当事者が判決のために呼び出された後は、（補助者が）担当するなんらかの（訴訟）手続きが実施される間は、または、口頭審理裁判が開始された後は忌避を申し立てられない。

第 93 条 以下は、現在の法廷記録者(Relator)および書記吏(Escribano)に適用される:①裁判部の書記官に対する忌避申立てに関する前数条の規定、および、②手数料支払いに関する第 90 条および第 91 条の規定。

第 5 節 顧問の（職務）免除および忌避

第 94 条 治安裁判官の顧問は、その治安裁判官が臨時に予審裁判官の職務を遂行するとき、本法第 54 条に定める事由のいずれかが該当する場合には、職務を免除される。

同じ治安裁判官が免除を、それを認めるか却下するために、精査する。それを却下した場合、顧問は関連する県控訴院に苦情の不服申立て(*recurso de queja)でき、県控訴院は報告と（訴訟）記録を求めて、適切なものを裁定する、これに対して後で不服申立てできない。

（訳者注：recurso de queja（苦情の不服申立て）とは、他の不服申立てに関連して提起される通常、移審的、また、付带的異議申立てする方式であり、控訴、訴訟手続き違反による特別不服申立てまたは破棄請求の処理を拒否する裁定に対して提起される。その目的は当該不服申立て拒否裁定を下した裁判所の上級裁判所がその処理受理を宣言するよう求めるものである。）

第 95 条 ある訴訟事件で当事者である者は、第 54 条に示される理由のいずれかで顧問に忌避を申し立てできる。

この忌避申立ては、治安裁判官に宛てた書面によって行われる。

忌避申立てを却下した治安裁判所の決定に対して、関連する県控訴院に苦情の不服

申立てできる。

第6節 検察庁の棄権

第96条 検察庁の代表者は忌避を申立てられない、しかし、本法第54条に示される理由のいずれかが該当する場合には、裁判手続きへの介入を控える。

第97条 最高裁判所対応検察官または県控訴院（（自治州）高等裁判所）対応検察官が前条の規定により棄権すべき事由に該当したときは、それらに交代するため検事長補（*Teniente fiscal）を指定する、それがいない場合は、職階と年功序列の順で（参事）検察官（Abogados fiscales）を指定する。

前項の規定は、検事長補または（参事）検察官がそれぞれの長の職務を遂行する場合に適用される。

（訳者注；Teniente fiscal とは、ある検察組織で検事長に次ぐ権限を有する検察官である。）

第98条 最高裁判所および県控訴院（（自治州）高等裁判所）対応検事長補と（参事）検察官はそれぞれの上司に（職務）免除を申し出る。上司はそれらの者に裁判所手続きへの介入を免除し、その部下の中から後任に適切と思われる者を選出する。

第99条 第54条に規定された事由のいずれかに該当するにもかかわらず検察庁の代表者が（職務）回避しない場合、侵害されると考える者は、その直属の上司に苦情を申立てできる。

上司は、苦情の対象となっている部下の意見を聞き、これに根拠があると判断した場合は、後任を決定する。根拠が見つからない場合、訴訟に介入することを取り決めることができる。この決定に対してはいかなる不服申立てできない。

（自治州）高等裁判所対応検察官は、県控訴院対応検察官に対して提出された苦情申立てを判断する。

苦情申立ての原因を作った者が最高裁判所対応検察官である場合、この苦情申立ては最高裁判所長官を通じて恩赦・司法省に宛てられなければならない。恩赦・司法省は、適切と判断する場合は、最高裁判所の統治部の意見を聞いた上で、適切と判断するものを裁定する。